経済影響対策 ～新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金の概要～

資料３

（下線部は2月3日発表時点からの変更箇所）

ポイント

・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、**事業規模（従業者数）と影響度合いに応じた給付金**を支給
・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和４年１月～３月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた１か月分の社会保険料事業主負担分を対象に支援

１．給付金の概要

（１）対象者（以下のすべての要件を満たす中小企業者等）

①令和３年１月～12月(又は直近１年間)の売上高が、平成30年、平成31年又は令和２年のいずれかの同期比**▲15%以上**減少

②申請対象月（令和４年１月～３月のいずれか１か月）の売上高合計が平成31年、令和２年又は令和３年のいずれかの同期比**▲30%以上**減少

※新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金、営業時間短縮要請協力金を受給している事業者は、同給付金、協力金の受給対象月を上記②の申請対象月とすること

（２）給付金の算定方法

（社会保険料事業主負担 － 既に受給した給付金等× 0.8）×売上高減少幅（30%～75%/50%）× 2/3(補助率)

注1 「既に受給した給付金等」については、「(県)新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」および「(県)営業時間短縮要請協力金」、「(国)事業復活支援金(１か月分相当額)」を算定から控除する
注2 「0.8」については、固定費に占める家賃等の割合(２割)を留保するもの

２．給付額(1か月)のイメージ

※社会保険料は1人当たり２万円/月で算出（実際の負担額によって給付額が異なる）

ケース① 従業員規模：400人(社会保険加入対象300人)

中堅企業
▲60%
給付金等受給なし

社会保険料事業主負担：月額600万円
600万円×60/50×2/3＝480万円

▲75%を上限として減少幅に応じた影響率を適用

給付額480万円／月

ケース② 従業員規模：150人(社会保険加入対象120人)

中小企業
▲30%
給付金等50万円受給

社会保険料事業主負担：月額240万円
(240万円－50万円×0.8)×30/50×2/3＝80万円

給付金・支援金を受給している場合は8割を控除

給付額80万円／月

３．予算額等

■事業費　1.2億円（事務費含む）
■事業者数　約100事業者（延べ事業者数）

4．支給スケジュール等（予定）

①申請受付開始：３月中旬
②支　給　開　始：４月上旬(できるだけ速やかに)
③問い合わせ先　：給付金相談窓口（088-821-7566）
④申請受付終了：５月31日(消印有効)